

## 郷土文芸誌『河口』 第48号の原稿を募集します

郷土文芸誌『河口』はミニ町史として地域に根ざした独自の文化発展を目指して、第48号の発刊を令和7年3月に予定しています。趣旨をご理解いただき多数の応募をお待ちしています。

応募資格▽高校生以上の町民（原則）、または町内に在住していた方

応募作品

- ▽小説・戯曲・回想・童話 20枚以内
- ▽随筆・記録等 7枚以内
- ▽短歌・俳句・川柳等（各題をつける） 7首・7句
- ▽詩 30行以内
- ▽その他 20枚以内
- ▽400字詰め原稿用紙、もしくはパソコン原稿可

問合せ先  
教育委員会教育課  
図書係  
☎579・5802

募集期間▽8月31日（土）まで

応募上の注意▽応募原稿の末尾に、住所・氏名・年齢・ふりがな・電話番号を明記してください。（ペンネームの場合は本名をカッコ書きにしてください）

- ▽応募原稿は返却しません。
- ▽応募原稿の選考と編集は、教育委員会が委嘱する編集委員によって行い、作品数による掲載の有無は、編集委員会において決定します。
- ▽原稿掲載の場合は、『河口』を1部贈呈します。

申問 教育委員会教育課図書係（〒089-5302 豊頃町茂岩本町166番地）

## 『みんなで創る文化・スポーツ公（講）演支援事業』補助制度について

この制度は、町民の皆さんが企画し、自由に参加できる公演（講演）会の開催を支援し、町の文化活動を高めていくことを目的とした制度です。

5人以上で構成された団体やグループが主催する芸術公演やスポーツ講演等に對して、開催規模に応じて事業費の3分の2以内を助成するもので、開催者の負担を軽減し、公演（講演）会を円滑に運営できるように支援する事業ですので、ぜひ活用ください。

問合せ先  
教育委員会教育課  
社会教育係  
☎574・5801

補助限度額	補助率	入場者数
50万円	2/3以内	100人以上
25万円		50人以上 100人未満
15万円		30人以上 50人未満

実施日	4月9日（火）
実施場所	
10:00～11:30	豊頃町農協前
13:00～16:00	役場前

## 献血のご案内

- ▶ 65歳～69歳の方は、60歳から64歳の間に献血されたことのある方に限ります。
- ▶ 献血に協力できる方の基準は次のとおりです。
- ▷ 血圧：最高血圧 90mmHg 以上 180mmHg 未満 / 最低血圧 50mmHg 以上 110mmHg 未満、脈拍：40回/分以上 100回/分以下、体温：37.5℃未満

種別	年齢	体重
200ml 献血	16歳～69歳	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上
400ml 献血	男性 17歳～69歳 女性 18歳～69歳	男女とも 50kg 以上

献血にご協力ください



公共ポイントが100ポイント！  
問合せ先  
役場福祉課健康係  
☎574・2214

## 4月25日～5月25日まで無煙期間 大切な森林を火災から守ろう

昨年、火災が道内で19件発生し約53ヘクタールの森林が焼失しています。豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。

林野火災予防のために、豊頃町林野火災予防対策要綱に基づき4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、町内全域で一切火入れをすることはできません。

■無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要です。火入れ箇所により届出先が異なります。

○山林（地拵）▽役場産業課林政係  
○その他（排水路等）▽豊頃消防署

問合せ先  
役場産業課林政係  
☎574・2217

留意事項

- ▽生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。
- ▽強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。
- 【山に入るときの注意！】

山菜採り、ハイキング、釣り等のため入林するときは、管理者（道有林は十勝総合振興局森林室、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者）の許可を受けから入林してください。なお、入林に際しては、タバコの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。

問 役場産業課林政係 ☎574・2217

## 利用できる方

- ・豊頃町に住民登録があり、有効なパスポートをお持ちで、次に該当する方
  - ⇒残存有効期間が1年未満となった場合
  - ⇒査証欄の余白が見開き3ページ以下となった場合
- ※15歳未満のオンライン申請には、親権者等の法定代理人による代理提出が必要です。
- ※「初めて申請する場合」や「お手持ちのパスポートが既に失効している場合」、「戸籍上の氏名や本籍地に変更があった場合」などは、オンライン申請の対象外です。

## 必要なもの

- ・有効期限内のパスポート
- ・マイナンバーカード
  - ⇒利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）と、署名用電子証明書暗証番号（6～16文字の英数字）もご準備ください。

## 4月1日開始！ パスポートの オンライン申請受付

パスポートの更新は  
マイナポータルから

※受け取りは窓口に限ります

スマホで手続きできるよ

マイナポータルから更新できる！

マイナちゃん

パスぽくん

詳しくは・・・  
北海道パスポートセンター

## 自転車用ヘルメットの 購入費用を補助します

問合せ先  
役場住民課生活環境係  
☎574・2213

道路交通法の一部が改正され、すべての自転車利用者に対して自転車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。豊頃町ではヘルメット着用普及促進のため、購入費を補助します。

### 対象者

▽豊頃町の住民基本台帳に登録されている方で、現に当該住所に居住している方

▽令和6年4月1日以降に豊頃町内の販売店でヘルメットを購入した方

※過去に交付を受けている場合も、交付から3年を経過した場合、補助の対象となります。

※補助対象者が未成年者の場合は、保護者が申請者となります。

### 補助額

▽ヘルメット1個につき、上限3000円（3000円未満については購入価格とする）

▽補助対象者1人につき1個まで

### 申込方法

次の書類を添えて役場住民課へ申請してください。

▽申請書（役場住民課に備え付けてあります。もしくは、町ホームページからダウンロードできます。）

▽領収書やレシートの写し

▽安全基準を確認できる保証書やパッケージなどの写し

▽振込口座の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードの写し）

### 補助対象となるヘルメット

▽SGマーク、JCFマーク又はそれに準じる安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット

※令和6年4月1日以降に豊頃町内の販売店で購入した場合に限る

### その他

詳しくは役場住民課生活環境係までお問い合わせください。